

被災者生活再建支援制度（加算支援金）の申請にあたって

1. 被災者生活再建支援制度（加算支援金）の内容

被災者生活再建支援法に基づき、平成23年東日本大震災により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金が支給されます。

※基礎支援金の申請受付は平成30年4月10日で終了しました。

2. 対象となる被災世帯（加算支援金）

震災時（平成23年3月11日）に東松島市内に居住の世帯で、震災により、

- (1) 住宅が全壊・大規模半壊した世帯、または半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯
- (2) 基礎支援金を申請、受給している世帯

※ 支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」となります。

（この場合の世帯主とは、震災時の住民票上の「世帯主」を表します。）

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）※受付終了しました

B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

区 分		A基礎支援金 住宅の被害程度	B加算支援金 住宅の再建方法		計A+B	
複数世帯 （世帯の 構成員が 複数）	全壊世帯	100	建設・購入	200	300	
			補修	100	200	
			賃借	50	150	
	半壊解体世帯		100	建設・購入	200	300
				補修	100	200
				賃借	50	150
大規模 半壊世帯	50	建設・購入		200	250	
		補修		100	150	
		賃借		50	100	
単身世帯 （世帯の 構成員が 単数）		全壊世帯	37.5	建設・購入	150	225
				補修	75	150
				賃借	37.5	112.5
	半壊解体世帯	建設・購入		150	225	
		補修		75	150	
		賃借		37.5	112.5	
	大規模 半壊世帯	建設・購入		150	187.5	
		補修		75	112.5	
		賃借		37.5	75	

※ 加算支援金の「賃借」については、公営住宅や特別養護老人ホーム等への入居は除きます。

※ 加算支援金「賃借」50万円で申請・受給後、申請期間内に、「建設・購入」または「補修」で2回目の申請が可能です。支給額は「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円、賃借50万円と「補修」100万円との差額50万円となります。（単身世帯は3/4）。

4. 申請期限

基礎支援金 平成30年4月10日（火）で受付終了しました。
加算支援金 令和 3年4月12日（月）まで（※1年間の延長）

5. 申請に必要な書類

（B 加算支援金）

・全ての世帯

- ① 被災者生活再建支援金支給申請書 ※申請手続きをする際、ご記入頂きます。
 - ② 住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書
（窓口にて写しを取らせて頂きます）
 - ③ 振込口座の通帳 ※基礎支援金の振込口座と同一口座の場合は不要です。
（窓口にて写しを取らせて頂きます）
- ※申請の内容によって、別途、書類の添付が必要となる場合があります。

6. その他留意事項

- ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります。
※住宅の所有者が実際に居住していない場合は対象となりません。
- ・基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができます。
- ・複数の世帯が同一家屋に同居している場合でも、震災時の住民票が世帯分離されている場合、またはいずれも生計を1つにしていない場合で、かつ、住宅の構造上も二世帯住宅である場合には、それぞれを「世帯」として取り扱います。その場合の確認書類として、それぞれの世帯ごとの住民票、電気、水道といった公共料金の支払い明細等、及び行政区長の居住を証明する書類の添付が必要となる場合があります。
- ・申請書の受付後、不足の書類があった場合など、改めてご連絡させていただく場合があります。

7. 支援金の支給

申請書は、東松島市での受付後、宮城県を經由して、本制度の実施機関である「公益財団法人 都道府県センター被災者生活再建支援基金部（お問合せ先：03-5212-9111）」に送付され、同法人において申請内容の審査を行い、支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

今回、多くの方が被災され、多数の申請が見込まれ、申請手続き完了から口座振込まで2カ月程度期間を要すると考えられますのであらかじめご了承願います。

※単身世帯の方が支給を受ける前（申請後の場合も含みます。）に亡くなられた場合は、支給されませんのであらかじめご了承願います。（支援金は相続の対象とはなりません）。

8. 申込先・お問合せ先について

- ・場 所 東松島市矢本字上河戸36番地1
東松島市役所 福祉課 福祉総務係
- ・電 話 0225-82-1111 （内線）1174
- ・受付時間 （窓口）8:30～17:15 （電話）8:30～17:15
- ・郵送対応 郵送での申請も受け付けいたします。事前に電話にてお問い合わせ下さい。